

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年10月3日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

給水管漏水修繕

2 履行場所

横浜市金沢区釜利谷東1-1-1

横浜市立金沢中学校

3 契約日

令和6年8月9日

4 履行日又は履行期間

令和6年8月10日

5 契約金額

209,000円（税込）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市保土ヶ谷区仏向西25-3

有限会社イワック

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年8月8日、グラウンド4箇所より水が溢れ出していることを確認した。給水栓を閉じ、一時的な処置をおこなったが、プール給水ができない状態となった。水泳部および夏休み明けの授業も予定されていることから、早急に対応しなければ生徒の活動及び授業運営に支障が生じる恐れがあることから、緊急契約での作業を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。

9 所管

横浜市立金沢中学校